

# 令和6年度

## 「登録海上起重基幹技能者」講習の手引き

---

---

### 登録海上起重基幹技能者講習実施年月日

東 京:令和6年10月24日(木)～25日(金)

会 場:飯田橋レインボービル 東京都新宿区市谷船河原町11

定 員:70人

大 阪:令和6年10月31日(木)～11月1日(金)

会 場:大阪科学技術センター 大阪府大阪市西区靱本町1-8-4

定 員:70人

### 登録海上起重基幹技能者講習日程

受 付:9時00分～

講 習:1日目、2日目 9時30分～

試 験:2日目の15時20分～16時50分

### 受講申請書受付期間

令和6年5月 7日(火)～6月21日(金)必着

---

---

一般社団法人 日本海上起重技術協会

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8F

TEL 03-5640-2941

FAX 03-5640-9303

E-mail honbu@kaigikyo.jp

# 1. 登録海上起重基幹技能者講習

## 1-1 受講資格

受講資格は、以下の(1)、(2)、(3)の各事項の条件を全て満たしていること。

- (1) 次の資格のいずれかを取得している者であること
  - 1) (一社)日本海上起重技術協会が認定する「海上起重作業管理技士」資格取得者であって、受講時有効期限内の資格者証を所持している者
  - 2) 建設マスター顕彰者〔建設機械運転工(海上工事)、しゅんせつ工に限る〕
- (2) 次の実務経験を有する者であること
  - 1) 資格対象船団に示す作業船の乗組員として乗船し、土木工事又はしゅんせつ工事において、それぞれ10年以上の海上工事に従事した実務経験
  - 2) 上記1)のうち、土木工事又はしゅんせつ工事において、それぞれ3年以上の作業船団の職長(指揮・監督者)経験
- (3) 労働安全衛生法第60条に基づく職長教育又は職長・安全衛生責任者教育を受講している者であること

### 資格対象船団と構成

船団構成 船団名	本 船	付 属 船				
		引 船	揚 錨 船	土 運 船	台 船	ガ ツ ト 船
1.起重機船団	起重機船またはクレーン付台船	○	○		○	
2.グラブ浚渫船団	グ ラ ブ 浚 渫 船	○	○	○		
3.杭 打 船 団	杭 打 船	○	○		○	
4.サンドコンパクション船団	サ ン ド コ ン パ ク シ ョ ン 船	○	○			○
5.サンドドレーン船団	サ ン ド ド レ ー ン 船	○	○			○
6.深層混合処理船団	深 層 混 合 処 理 船	○	○			
7.ケーソン製作用台船団	ケ ー ソ ン 製 作 用 台 船	○	○			
8.コンクリートミキサー船団	コ ン ク リ ー ト ミ キ サ ー 船	○	○			○
9.バックホウ浚渫船団	バ ッ ク ホ ウ 浚 渫 船	○	○	○		
10.揚 土 船 団	揚 土 船	○	○	○		

## 1-2 講習内容及び試験時間

### (1)新規受講

#### 1)講習の日程

講 習:1日目と2日目

試 験:2日目 15時20分～16時50分

東京会場:令和6年10月24日(木)～25日(金)

大阪会場:令和6年10月31日(木)～11月1日(金)

#### 2)講習の科目及び時間割

日	科 目	内 容	時 間
1日目	事前説明		9時30分～9時40分
	技能一般	海上工事における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する講習	9時40分～12時10分
	昼休み		12時10分～13時20分
	関係法令	海上工事における関係法令に関する講習	13時20分～14時50分
	施工管理 工程管理	海上工事における施工管理及び工程管理に関する講習	15時00分～17時00分
2日目	資材管理 原価管理 品質管理	海上工事における資材管理及び原価管理、品質管理に関する講習	9時30分～12時30分
	昼休み		12時30分～13時30分
	安全管理	海上工事における安全管理に関する講習	13時30分～15時00分

注)会場受付は、9時00分からです。

#### 3)試験の科目及び問題数、試験時間等

科 目	内 容	問題数と配点	試験方法	試験時間
技能一般	海上工事における基幹的な役割及びそのために必要な技能に関する試験	5問25点	四者択一	1時間30分
関係法令	海上工事における関係法令に関する試験	3問15点		
施工管理 工程管理 資材管理 原価管理 品質管理 安全管理	海上工事における施工管理、工程管理、資材管理、原価管理、品質管理、安全管理に関する試験	12問60点		
合 計		20問100点		

#### 4)試験合格基準

試験は、70点以上を合格とします。

### (2)再 受 験

試験が不合格となった者は、講習の受講免除措置として、翌々年度までに限り再受験することができます。

試験日程、試験時間は、前記(1)1)新規受講と同じです。

なお、再受験者は申請書「3」海上作業業務経歴」の提出は不要です。

## 2. 受講申請手続き

### 2-1 受講申請書

#### (1)入手方法

受講申請書類等は、当協会ホームページ「認定試験・講習情報」よりダウンロードして入手して下さい。

### 2-2 申請に必要な書類

- (1)申請書-1(登録海上起重基幹技能者講習受講願書)
- (2)申請書-2(保有資格等、受講料払込金受領証(写)貼付)
- (3)申請書-3(海上作業実務経歴書)
- (4)申請書-4(登録海上起重基幹技能者講習受講票)
- (5)申請書-5(登録海上起重基幹技能者講習修了証交付申請書)
- (6)受講票送付用封筒(長形3号封筒、送付先記載、切手 84 円貼付)
- (7)住民票 1 通(本籍が記載されたもの)
- (8)写真(たて 3.0cm、よこ 2.4cm) 3枚(申請書-4に2枚貼付、申請書-5に1枚貼付)
- (9)海上起重作業管理技士資格者証の写し又は建設マスター顕彰者顕彰状の写し
- (10)職長教育修了証又は職長・安全衛生責任者教育修了証の写し(裏面等に記載のある場合は裏面の写し)

### 2-3 受講料及び払込み方法

#### (1)受講料

区 分	受 講 料	備 考
新規受講	58,300円(テキスト、消費税を含む)	講義、試験
再 受 験	19,800円(消費税を含む)	試験のみ

注)既納の受講料は、受講資格審査で不適格となった場合を除き、返金しません。

但し、新規受講申込者がやむをえない事由により欠席した場合は、次年度に限りその受講料に充当し無料で受講できます。

#### (2)受講料の払込み方法

郵便局備え付けの「払込取扱票」用紙で、受講料を次の口座に払込み下さい。

00110-7-650669 一般社団法人 日本海上起重技術協会

払込み後、振替払込請求書兼受領証の写しを申請書-2に貼付し、提出して下さい。

なお、「払込取扱票」は受講申請者、再受験者1人1枚とし、通信欄に登録海上起重基幹技能者講習受講、受講者氏名を記入して下さい。

### 2-4 受講申請書受付期間

令和6年5月 7日(火)～6月21日(金)必着

### 2-5 受講申請書類送付先

一般社団法人 日本海上起重技術協会  
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-3-8 ユースビル8F

## 2-6 受講地の変更

業務等の都合で会場の変更を希望する場合には、申込会場の受講開催日の1ヶ月前までに、協会本部事務局に受講地変更願を提出して下さい。

## 2-7 「海上起重作業管理技士」の有効期限の最終年度に

### 「登録海上起重基幹技能者」講習・試験を受講する場合

海上作業管理技士資格の有効期限の最終年度に登録海上起重基幹技能者の講習・試験を受講される方は、試験の合格にかかわらず海上起重作業管理技士の更新講習を受講したものと見なします。

試験が不合格となった方へは、後日、「海上起重作業管理技士」資格者証を再交付しますので、登録海上起重基幹技能者の講習・試験のみを受講して下さい。

## 3. 登録海上起重基幹技能者の認定及び公表

### 3-1 登録海上起重基幹技能者の認定

講習を受講し、試験に合格した方は「登録海上起重基幹技能者」として認定し、(一社)日本海上起重技術協会に登録して登録海上起重基幹技能者講習修了証を交付します。

### 3-2 合格者の公表

当協会ホームページに、合格者の受講番号を12月10日に公表します。

公表日まで、受講番号が書かれた講習受講時の受講票を各自保管しておいてください。

### 3-3 不合格者への通知

合格者の公表後、不合格者の方へは、不合格通知を郵送します。

### 3-4 講習修了証の交付

合格者の方へは、登録海上起重基幹技能者講習修了証を12月下旬～1月上旬の間に郵送します。

## 4. その他

本講習は、厚生労働省の助成金制度(人材開発支援助成金)の対象となっています。詳しい内容については、当協会ホームページ「認定試験・講習会情報」の「助成金制度」をご覧ください。